

令和 7 年 度

岡山市内部統制評価報告書

岡山市長大森雅夫は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

岡山市長大森雅夫は、岡山市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、岡山市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表（令和6年3月改定）。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「岡山市の内部統制に関する方針」（令和2年4月1日）を策定し、当該方針に基づき「財務に関する事務」及び「情報の管理及び処理に関する事務」に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

岡山市の内部統制は、岡山市内部統制実施規則（令和2年市規則第42号）に基づき、市長を内部統制最高責任者とし、局区室等を単位とした体制を整備しています。また、水道事業、市場事業、各行政委員会などにおける内部統制についても、市長部局と情報を共有することにより、同様の取組を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

岡山市においては、令和7年度を評価対象期間とし、令和8年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、「財務に関する事務」及び「情報の管理及び処理に関する事務」に係る内部統制の評価を実施いたしました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施したところ、評価対象期間中における運用上の重大な不備を把握しました。当該不備により「財務に関する事務」に係る内部統制は一部有効に運用されていませんでしたが、当該不備を除く内部統制は、評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されていると判断いたしました。

4 不備の是正に関する事項

（1）障害福祉業務の不適切な事務処理

障害福祉サービスの障害支援区分再認定事務において、審査会での判定等必要な手続や決裁処理を行わないまま、担当職員が独断で17人に従前の障害支援区分を

記載した受給者証及び支給決定通知書を交付し、加えて、特別障害者手当及び障害児福祉手当の再認定事務においても、必要な手続や決裁処理を行わず、独断で3人に当該手当の支給決定を行っていたことが判明しました。また、担当職員が事務手続を怠ったことで、特別児童扶養手当等12件に支給遅延等が発生したことから、運用上の重大な不備であると判断しました。

判明後、担当職員の処分を行うとともに、管理職を含む複数の職員で進捗管理表を用いて組織的に業務管理を行うこととし、審査会の判定を経たかを全庁的に確認できるようシステムを改修しました。

(2) 児童扶養手当の誤支給

児童扶養手当システムにおいて、一部帳票等の内容変更のためシステム改修を実施しましたが、市・ベンダーともに支払データの作成に影響があることを認識できず、既に受給資格を喪失していた83人に対し、誤って児童扶養手当計25,709,470円の振込み(振込不能を除き、実際に誤支給となったのは60人、計18,336,330円)を行ったことから、運用上の重大な不備であると判断しました。

当該不備の是正措置として、速やかにシステムの再改修を実施しました。加えて、今後のシステム改修時には改修内容が他に与える影響を確実に調査することを徹底するとともに、支払データのチェック方法を再検証し、データ数等の精査が可能となる仕組みを構築しました。

前記のとおり2件の運用上の重大な不備については、いずれも再発防止策を整備していることを確認しました。

令和8年6月22日

岡山市長 大 森 雅 夫